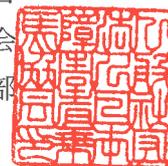


2025年1月14日
一般社団法人日本障がい者乗馬協会
パラ馬術強化本部



2025年パラ馬術 育成指定選手の選考規程

(目的)

2025年以降のパラ馬術選手の発掘促進及び国際大会等での活躍が期待される選手に対し、育成指定選手制度を設ける。

育成指定選手には、大会派遣や合宿や練習の機会を設け、競技力向上への環境支援を行う。

1. 指定対象期間：2025年1月1日～2025年12月31日
2. 指定人数：制限無し（但し、日本中央競馬会への育成指定選手の推薦は、日本中央競馬会の規則に沿った中で、第1期に決定する6名の選手の中から、日本中央競馬会の規則に沿った者とする。日本中央競馬会への推薦選手は今迄助成を受けたことが無い選手を優先し、その上で評価点数の高い者）
3. 選考対象
対象者は次の項目を全て満たしている者とする。
 - 1) 公募にて申込みがあった者
 - 2) 日本チームメンバーとして、パラ馬術強化本部の方針に従い、上位団体の定める内容や相部屋での宿泊も含めた団体行動が出来、礼儀と規律を遵守できる者
 - 3) パラ馬術強化本部及び事務局が指定した選手側窓口のメールアドレスにてやり取りが行え、更にその体制を遵守できる者
 - 4) 下記に定める行動指針を遵守できる者
 - 5) 日本国籍を有し、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下JRAD）の団体会員の乗馬クラブに所属し、JRAD選手個人会員を完了している者
 - 6) FEIクラシフィケーションまたは国内クラシフィケーションが確定している者又は申請中である者
 - 7) 1年間を通し、競技活動を行える者
 - 8) 別途定める強化指定選手との重複は出来ない

4. 選考基準

- 1) 選考対象を満たす者の中から選考を実施する
- 2) 2025年2月1日時点で、第1期への公募に申込みがあった者の中から書類選考を行い、点数の高い者から6名の選考を実施する
- 3) 選考メンバーは、パラ馬術強化本部長、本部長が指名する理事またはパラ馬術強化本部委員1名以上とする。尚、事務局員の立ち合いは必須とする。
- 4) その後の選考については、パラ馬術強化本部が該当と判断し、書類選考の上、パラ馬術強化本部長が決定する。
- 5) 選考にあたっての評価基準は下記とする。尚、各項目の最高得点は10点とし、120満点で評価を行う。
 - ①態度（礼節等）
 - ②練習環境（頻度・場所・馬の確保等）
 - ③競技活動における経済力（収入等）
 - ④就学/就職状況
 - ⑤抱負についてのレポート
 - ⑥乗馬経験年数
 - ⑦技術レベル（動画）
 - ⑧年齢
 - ⑨2021年度の試合への参加回数と成績
 - ⑩サポート体制
 - ⑪障がいの状況
 - ⑫大会及び合宿への参加意思

5. 育成指定選手の決定

- 1) 選考基準に沿い選出を行い、パラ馬術強化本部にて決定を行う。

6. 選考見直し

- 1) 育成指定選手決定後、下記に該当する場合は育成指定を撤回する。
 - ①日本チームメンバーとして、パラ馬術強化本部及び監督の方針に従わず、団体行動も含めた礼儀と規律を遵守していないとHPD及び監督及びパラ馬術強化本部委員のいずれかが判断した場合
 - ②行動指針を遵守していないとHPD及び監督及びパラ馬術強化本部委員のいずれかが判断した場合
 - ③JRADの信用・信頼を低下させた場合
 - ④怪我や故障等で競技活動の続行が困難な場合

- ⑤人及び馬のドーピング違反があった場合（ドーピング検査日から適用）
- ⑥普及活動に非協力的な場合

7. 行動指針

- 1) 育成指定選手に求められる行動指針を下記とする。
 - ①パラ馬術強化本部及び監督の方針に従い、団体行動も含めた礼儀と規律を遵守
 - ②チームワークを重視
 - ③馬術の技術向上に常日頃努める
 - ④他の選手の模範となる
 - ⑤強化合宿等の JRAD 事業に正当な理由がある場合を除き参加
 - ⑥JRAD の信用・信頼を低下させない
 - ⑦ドーピング防止の諸規程、競技諸規程を理解
 - ⑧人馬における重大な事故や環境変化を本部長宛に文書で報告する

8. 推薦

- 1) 育成指定選手を股洪中央競馬会が定める育成指定選手に推薦する。
但し、2の通り、最初に決定した5名のみが対象となる。
- 2) 日本パラリンピック委員会育成指定選手に推薦する

9. その他

- 1) JPC 他助成団体の育成指定選手に推薦を行う為、各助成団体の指定義務を遵守すること
- 2) 強化事業への参加費用は原則個人負担とする。但し、補助が出る場合がある。
- 3) 選考結果に対する異議申し立ては、選考が選考基準に基づいて行われていない時、もしくは選考過程で情実があった場合にのみ行う事ができる。
選手は日本スポーツ仲介機構（JSAA）に意義申し立てをする権利を有する。
JRAD は JSAA による仲裁を応諾する。
- 4) 依拠する FEI パラ馬場馬術規程集等が変更になる等、選考の背景となる環境変化が行った場合は、選考規程の見直しを行うことがある。
また、新型コロナウイルス感染症等の社会的環境変化があった場合も同様とする。

以上